

個別指導

医科「個別指導」における主な指摘事項

開示資料から ②

情報開示請求で入手した個別指導関連資料から、平成24年度に実施された医科の個別指導における主な指摘事項をお知らせします。なお「自主返還」を伴う指摘については、返還を求められた項目をあわせて掲載しました（指摘事項全文を希望される会員はMLでご連絡ください）。

診療録に関する事項

個別指導における指摘事項	
診療録が保険医療機関及び保険医療費負担規則に定められたものになっていない。被保険者番号、労務不能に関する意見欄及び公費負担欄等が設けられていないので改善すること	
診療録は、保険請求の根拠となるものであり、医師は診療の都度、遅滞なく診療録に必要事項の記載を十分、かつ、正確に記載すること	
診療録は、診療行為が生じた時点で最も医学的に妥当、適切な病名を記載し、終了した時点で速やかに診療終了日、転記を記載して病名整理を行うこと	
医師以外の者が診療録2号用紙に記載をした場合は、責任の所在を明確にするために、診療録の記載事項の末尾に署名又は捺印すること	
外来患者の診療録について、血圧のみの記載で、患者の主訴及び医師の診察所見（身体）の記載が無く医学管理料や投薬を算定している例が認められたので、診療録の記載内容を充実させること	
外来患者の診療録について、医師の診察や注射の必要性に関する記載がない	
疑い病名の診断にあたり疑った根拠を診療録に記載すること	
複数の医師が一人の患者の診療にあたる場合において、責任の所在を明確にするため、診療録の記載事項の末尾に署名又は捺印すること	
電子カルテについて以下の点で不備が認められた	
① 個々のID、パスワードの管理が適切になされていない	
② 代行入力者にパスワードが付与されておらず、医師のパスワードで入力されていた	
③ 代行操作の承認の仕組みが適切に行われていない	

自主返還を求められた項目	個別指導における指摘事項
不適切に算定された再診と消炎鎮痛処置についてはその全額	外来患者の診療録について、医師の診察に関する記載がない消炎鎮痛処置という旨の記載のみで、具体的な処置内容の記載が無い例が認められたので改めること。医師法で禁止されている無診察治療とも誤解されかねないので注意すること

傷病名に関する事項

個別指導における指摘事項	
診療録に疑う根拠の記載がない複数の疑い病名が認められたので改めること	
レセプトと診療録の傷病名が異なる例が認められたので改めること 例：糖尿病、高コレステロール血症はレセプトのみ	
診療録に無い傷病名がレセプトに記載されている例が認められたので改めること 例：関節リウマチ（疑）、前立腺癌（疑）、虚血性心疾患（疑）、C型肝炎（疑）、肝炎B型の（疑）	
診療録からは医学的に妥当とは考えられない次の主病の傷病名が認められた。傷病名の記載は診療録に記載する必要事項の一部であることから正確に記載すること 例：特定疾患療養管理料算定のために主病名（脂肪肝）が不適切につけられていた	
検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない次の傷病名（いわゆるレセプト病名）が認められた。レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること 例：末梢神経炎、心不全、糖尿病、凝固系検査の実施に際して付与した「播種性血管内凝固（疑）」、毎月定期的に付けられる急性気管支炎・めまい症・口内炎・膀胱炎、検査のための心不全・腹部大動脈瘤（疑）・胸部異常陰影・喘息性気管支炎、※「例」には、類似する「指摘事項」で挙げられた傷病名を列記した	
血液検査の為に一律に「肝機能障害の疑い」の傷病名を付けている例が認められたので改めること	
単なる状態の記載など、診療録の実体と異なる傷病名が付けられている例が認められたので改めること 例：低栄養状態、経口摂取不良	
医学的に診断根拠が無い次の傷病名が認められた。転記及び年月日を記載し病名整理をすること 例：胃潰瘍	
診療録の記載から医学的な診断根拠が推測できない次の傷病名が認められたので改めること 例：ビタミンB群欠乏症	

基本診療料

自主返還を求められた項目	個別指導における指摘事項
誤って算定された初診料については再診料との差額	初診料を算定するにあたっては、診療を行った患者の症状、所見を診療録に必ず記載すること。また、カルテに記載がある患者の主訴、症状及び所見から、初診料の算定が誤っている例が認められたので妥当適切に判断すること
不適切に算定された再診料及びその外来管理加算についてはその全額	健診と同時に実施した再診料及びその外来管理加算は算定できないので改めること
算定要件を満たしていない再診料についてはその全額	検査結果を伝えるための電話連絡は電話再診を算定できないので改めること
不適切に算定されていた電話再診についてはその全額	電話再診は患者の症状の変化に応じて医師の指示を受ける必要がある患者であって治療上適切な指示をした場合のみ算定できるものであり、他医療機関からの患者照会についての電話は算定できないので改めること
算定要件を満たしていない外来管理加算についてはその全額	外来管理加算について、診療に要する聴取事項、診察所見の要点が診療録に全く記載されてない例が認められたので改めること

医学管理等

算定要件を満たしていない又は誤って算定された特定疾患療養管理料についてはその全額	特定疾患療養管理料について、算定要件を満たしていないもの並びに診療録に記載内容が無いもの又は乏しいものが多数見受けられたのであらためること ① 主病が対象疾患でない例が認められた ② 自院で治療を行っていない慢性肝炎を主病として算定していた ③ 治療計画及び管理内容の要点が未記載又は不十分
主病の選択を誤って算定された生活習慣病管理料については正しい点数との差額	生活習慣病管理料について、主病の選択を誤っている例が認められたので改めること。また、糖尿病を主病とする患者について、生活習慣に関する総合的な治療管理のための治療計画がなされていない例が認められたので改めること
不適切に交付された療養費同意書交付料についてはその全額	療養費同意書の交付にあたり、医師が療養の給付を行うことが困難であると認められない患者に対し交付されていたので改めること
誤って算定された療養費同意書交付料についてはその全額	療養費同意書の交付にあたり、自院で治療中の患者に対し交付されていたので改めること

「審査・指導メーリングリスト」のご案内

～ 医科・歯科別のMLを運営しています～

協会では、審査や指導など保険診療の情報提供、質問、相談が気軽にできる医科歯科別のメーリングリスト（ML）を運営しています。
レセプト請求や個別指導の相談のほか、医療に関わるいろいろな問題について会員同士の情報交換の場としてご利用ください。
協会の会員であればどなたでも登録できますので、お気軽に協会事務局までお申し込みください。

すべての「指摘事項」がデータで閲覧できます！
参加希望の先生は、
・協会へのメール
・協会ホームページから
・電話、FAX
でお申し込みください

医学管理等（続き）

自主返還を求められた項目	個別指導における指摘事項
算定要件を満たしていない ・特定疾患療養管理料 ・特定薬剤治療管理料 ・悪性腫瘍特異物質治療管理料 ・難病外来指導管理料 ・外来栄養食事指導料 ・てんかん指導料 ・薬剤情報提供料 についてはその全額	特定疾患療養管理料の算定にあたり、診療録に治療計画及び管理内容の要点の記載が無いもの及び記載が乏しいものが多数見受けられたので、記載を充実するよう改めること 特定薬剤治療管理料について、診療録に診療計画の要点の記載が未記入である例が認められたので改めること 悪性腫瘍特異物質治療管理料について、診療録に診療計画の要点の記載が未記入又は記載が不十分な例が認められたので改めること 難病外来指導管理料について、診療計画及び診療内容の要点が診療録に記載されていない例又は記載が不十分な例が認められたので改めること 外来栄養食事指導料について、診療録に栄養士に対する指示事項（熱量構成・蛋白質質量・脂質量・脂質構成（不飽和脂肪酸/飽和脂肪酸比））が記載されていない例が認められたので改めること てんかん指導料について、診療計画及び診療内容の要点を診療録に記載していない例又は記載が不十分な例が認められたので改めること 薬剤情報提供料について、診療録に薬剤情報を提供した旨の記載が無い例が認められたので改めること

在宅医療

算定要件を満たしていない ・在宅時医学総合管理料 ・在宅患者訪問看護指導料 ・訪問看護指示料 ・在宅自己注射指導管理料 ・在宅酸素療法指導管理料 ・在宅寝たきり患者処置指導管理料 ・在宅中心静脈栄養法指導管理料 についてはその全額	在宅時医学総合管理料の算定にあたり、在宅療養計画及び患者への説明の要点等を診療録に記載していない例が認められたので改めること 在宅患者訪問看護指導料について、下記の事項が認められたので改めること ① 訪問看護・指導計画が作成されていない例が認められた ② 医師が保健師、助産師、看護師又は准看護師に対して行った指示内容の要点を診療録に記載していない例が認められた ③ 医師が在宅患者訪問診療料を算定した日に算定している例が認められた 訪問看護指示料について、次の不適切な例が認められたので改めること ① 同月に外来と入院で2回算定している ② 診療報酬明細書の算定日と診療録が一致しない ③ 通院による療養が困難な患者に対して、患者の症状、所見に沿った具体的な指示内容になっていない例が認められたので改めること 在宅自己注射指導管理料について、診療録に指示事項（方法、注意点、緊急時の措置）及び指導内容の要点の記載が無い例が認められたので改めること 在宅酸素療法指導管理料について、処置を指示した根拠、指示事項（方法、注意点、緊急時の措置）、指導内容の要点について診療録への記載が無い例が認められたので改めること 在宅寝たきり患者処置指導管理料について、処置を指示した根拠、指示事項（方法、注意点、緊急時の措置）、指導内容の要点について診療録への記載が無い例が認められたので改めること 在宅寝たきり患者処置指導管理料について、診療内容より算定対象とならない患者に対して算定されていた例が認められたので改めること 在宅中心静脈栄養法指導管理料について、在宅中心静脈栄養法に関する指導内容の記載が無いので改めること
算定要件を満たしていない、又は不適切に算定された血糖自己測定器加算については、その全額、又は、正しい点数との差額	血糖自己測定器加算について、記録に基づいて算定していない例や、実際に測定している回数より多い回数で算定している例が認められたので改めること

検査・画像診断

不適切に実施された検体検査については、その全額（検体検査に伴う検査料、検体検査判断料、薬剤料や材料料等を含む。）	次の不適切な検査、画像診断の例が認められたので改めること ① 検体検査について ・医学的診断根拠が無く実施された糖尿病でのHbA1c ・白血球の上昇なし、CRP陰性で急性気管支炎、膀胱炎のレセプト病名で実施された末梢血液一般検査及びCRP ・医学的に必要性の乏しい前立腺癌（疑）でのPSA ・医学的診断根拠が無く実施された心不全でのBNP
不適切に実施された生体検査については、その全額（生体検査に伴う検査料、生体検査判断料、薬剤料や材料料等を含む。）	② 結果が治療に反映されない生体検査 ・正常の範囲内にもかかわらず毎月実施されている脈波図、心機図、ポリグラフ（3又は4誘導） ・医学的必要性なし、レセプト病名の喘息性気管支炎で行われた肺気量分画測定及びフローボリューム
不適切に実施された画像診断については、その全額（画像診断に伴う各種診断・撮影料、造影剤注入手技料、コンピューター断層撮影料及び画像診断に伴う薬剤料や材料料等を含む。）	③ 画像診断について ・腹部大動脈動脈瘤（疑）、胸部異常陰影で実施されたCT検査
誤って算定されていた大腸ファイバースコープ（下行結腸及び横行結腸）については、正しい点数との差額	大腸ファイバースコープ（S状結腸）で算定すべき検査を、誤って大腸ファイバースコープ（下行結腸及び横行結腸）で算定している例が認められたので改めること

投薬・注射

「適応外投与」として指摘した薬剤についてはその薬剤の全額	薬剤の投与について、次の適応外投与の例が認められたので、投薬にあたっては薬事法承認事項を遵守すること 例：十分な経口の食事摂取を行っている患者に投与したエンシュア・リキッド、高血圧の第一選択薬として使用できないミコンビ配合錠AP、適応病名がないラコールNF、ピオフェルミンR、ハイチオール錠、シナール配合錠、アリナミンF、※「例」には、類似する「指摘事項」で挙げられた薬剤を列記した
算定要件を満たしていない特定疾患処方管理加算についてはその全額	特定疾患処方管理加算の算定にあたり、主病が対象疾患でない例が認められたので改めること
不適切に算定されていた特定疾患処方管理加算についてはその全額	特定疾患処方管理加算について、治療を行っていない疾患を主病として算定しており、主病の選択が適切でない例が認められたので改めること
不適切に算定された訪問筋注の薬剤料についてはその全額	訪問看護師が行った訪問筋注では算定できない「エカテン筋注20単位20エルカトニン単位1ml」が認められたので改めること
不適切に投与されたビタミン剤についてはその薬剤料の全額	ビタミン剤の投与について、食事摂取が十分であり、ビタミン剤を必要とする代謝障害が無く、必要性の評価がない例が認められた 例：パンピタン未調剤用、ノイロピタン配合剤

リハビリテーション・処置・麻酔

算定要件を満たしていないリハビリテーションについてはその全額	診療録にリハビリテーションの必要性について記載が無く、診療録と実施計画書の病名が異なるもの及び部位が異なるものが認められたので改めること
不適切に算定されたリハビリテーションについては指摘した処置との差額	実施した訓練内容がリハビリテーションとみなし難く、消炎鎮痛処置及び牽引療法として算定すべき不適切な例が認められたので改めること
不適切に算定されたトリガーポイント注射についてはその全額	トリガーポイント注射について、診療録に患者の主訴及び症状所見を記載し、必要性を明確にしたうえで実施部位を記載すること